

指導者資格取得助成金交付事業 実施要項

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人平川市体育協会（以下、協会と表記する。）に属する各団体の会員が体育・スポーツに関わる資格取得講習会等に参加する為に必要な受講料の助成を定める。

(指導者資格取得助成対象団体)

第2条 当協会に入会した団体の会員に助成する。

(指導者資格取得活助成金)

第3条 受講料の助成額は、受講料全額を助成する。ただし、講習 1 回一人に助成する額は 20,000 円以内とする。また、重要な資格で受講料が高額な場合は、理事会で協議して助成上限を変更して助成することができる。

(助成回数・人数限度)

第4条 助成回数・人数の限度は、原則年 1 団体 2 回また、1 講習 2 名以内の参加まで助成する。

(交付の申請)

第5条 指導者資格取得助成金交付事業を受けようとする団体（各協会）は、講習を受ける 1 ヶ月前までに体育協会が指定する指導者資格取得助成金申請書と開催要項を体育協会事務局へ申請をする。

(交付の決定及び指導者資格取得助成金交付)

第6条 交付の決定は、体育協会から承諾書を郵送して決定とする。指導者資格取得助成金の交付は、講習報告を終了し、適正に処理されていることを確認してから交付する。

(事業報告)

第7条 資格講習終了後、体育協会が指定する講習参加報告書を作成し、受講料の領収書コピーを提出すること。